

大和市告示第 6 0 号

大和市消防職員大型自動車免許等取得費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

大和市長 古谷田 力

大和市消防職員大型自動車免許等取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大和市消防職員（以下「職員」という。）の消防業務を円滑に遂行するために必要な道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 8 4 条第 3 項に規定する大型自動車免許及び中型自動車免許（以下「大型免許等」という。）を取得する職員に対して、取得に要した費用の一部又は全部を補助することについて、大和市補助金交付規則（昭和 4 2 年大和市規則第 2 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助対象者は、本市の消防活動の用に供する大型自動車又は中型自動車の運転に従事することが予定される職員であって、消防長が適当と認めるものとする。

(補助対象費用)

第 3 条 補助の対象となる費用は、大型免許等の取得に係る費用のうち、次に掲げるものとする。

(1) 指定自動車教習所（同法第 9 9 条第 1 項の規定により指定された指定自動車教習所をいう。

以下同じ。）の入所に要する費用

(2) 指定自動車教習所における自動車の運転に関する技能及び知識の教習（以下「教習」という。）

に要する費用

(3) 道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 3 4 条第 1 項に規定する卒業検定及

び修了検定に係る費用のうち、それぞれ 1 回の受検に要する費用

(4) 都道府県公安委員会の行う大型免許等の試験及び交付手数料

(5) 教習の予約を優先的に確保するために要する費用

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、大型自動車免許の取得にあつては前条各号に掲げる費用の合計額又は 4 5 0, 0 0 0 円のいずれか少ない方の額とし、中型自動車免許の取得にあつては前条各号に掲げる費用の合計額又は 2 4 0, 0 0 0 円のいずれか少ない方の額とする。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする職員（以下「申請者」という。）は、当該年度の4月30日までに大型自動車免許等取得費補助金交付申請書に第3条各号に掲げる費用が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、交付又は不交付を決定し、その旨を大型自動車免許等取得費補助金交付（不交付）決定通知書により、当該申請者に通知しなければならない。

2 申請者又は前項の規定により補助金の交付決定を受けた職員（以下「交付決定者」という。）は、市長から大型免許等の取得に関する情報又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（補助金交付の辞退）

第7条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大型自動車免許等取得費補助辞退届出書により、速やかに市長に届け出なければならない。

（1）当該年度の2月末日までに大型免許等を取得できる見込みがないとき。

（2）その他辞退する事由が発生したとき。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定者に対する交付決定を取り消すものとする。

（1）前条の規定による届出があったとき。

（2）補助金を交付することが不適当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、大型自動車免許等取得費補助金交付決定取消通知書により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 交付決定者は、大型免許等を取得したときは、当該年度の2月末日までに大型自動車免許等取得費補助金交付請求書を次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）大型免許等の運転免許証の写し

（2）第3条各号（第4号を除く。）に掲げる費用に係る領収書の原本

2 市長は、前項の規定による請求があった場合には、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、規則第12条各号に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた職員が、当該補

助金が交付された年度の翌年度から起算して5年以内に退職したときは、交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により、補助金の一部又は全部の返還を求めるときは、大型自動車免許等取得費補助金返還通知書により、当該職員に通知し、期限を定めて返還させなければならない。

(様式)

第11条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 1 1 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大型自動車免許等取得費補助金交付申請書	第 5 条
第 2 号様式	大型自動車免許等取得費補助金交付（不交付）決定通知書	第 6 条
第 3 号様式	大型自動車免許等取得費補助辞退届出書	第 7 条
第 4 号様式	大型自動車免許等取得費補助金交付決定取消通知書	第 8 条
第 5 号様式	大型自動車免許等取得費補助金交付請求書	第 9 条
第 6 号様式	大型自動車免許等取得費補助金返還通知書	第 1 0 条